

郡山市少年湖畔の村利用料金誤徴収に関する

お詫びと返金のご案内

拝啓 平素より西部地区スポーツ・レクリエーション施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社、学校法人国際総合学園は、平成31年4月から令和6年3月までの間、指定管理者として郡山市少年湖畔の村の管理運営を行ってまいりました。

この度、平成31年4月1日～令和5年11月30日までの間に当施設をご利用いただいたお客様に対し、郡山市少年湖畔の村条例第6条第1項及び第2項で規定する1日の定義を誤った認識で運用し、利用料を誤徴収していたことが判明いたしましたので、この期間で対象となるお客様へ返金を行います。

多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、再発防止に努めるとともに、より一層のサービス向上に邁進してまいります。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

① 誤徴収期間

・平成31年4月1日から令和5年11月30日まで

② 誤徴収の内容

ア【過徴収】1日分の利用料金を徴収すべきところを2日分で徴収していた。

(例：13時から翌日12時までの宿泊利用の利用料は1日分であるが、2日分で計算していた)

イ【徴収不足】3日分の利用料金を徴収すべきところを2日分で徴収していた。

(9時から翌日の19時まで利用する場合は9時から13時までを1日(日帰り) 13時から翌日12時までを1日(宿泊) 12時から19時までを1日(日帰り)で計算し3日分必要であるが2日分で計算していた。)

③ 件数と金額及び返金・徴収についての対応

内 容	件 数	金 額	返金・徴収対応
過徴収(②ア)	232件	390,100円	返金する
徴収不足(②イ)	9件	21,000円	徴収しない

※返金対象者には返金に関する案内書類を郵送させていただきます。

※徴収不足分については徴収いたしません。

④ 返金の流れ

返金対象者様には郵送により直接ご連絡します〔9月6日以降郵送によりご案内します〕



返金に関する情報を対象者様より返信〔返信用はがきに必要事項を記入し返信願います〕



返信情報をもとに指定口座に振込みます〔振込手数料は弊社で負担いたします〕

□利用料金の返金申請書

9 6 3 0 2 0 1
福島県郡山市大槻町字漆棒八十二番地
学校法人国際総合学園 FSGカレッジリーグ 指定管理事業部 青少年会館事務局 行

宿泊料・使用料の返金申請											
<small>宿泊料・使用料の預徴取分を返金させていただきますので、以下に必要事項をご記入のうえご返送ください。 振込手数料は学校法人国際総合学園が負担いたします。</small>											
【ご利用者様情報】											
氏名（または団体名）											
<small>※指定管理事業部等に属する生徒の返金のご案内に「ご利用者様」欄記載の氏名（団体名）をご記入ください。</small>											
電話番号											
【返金希望の有・無】											
希望する ・ 希望しない											
【振込先】 <small>※返金を希望される場合は下記ご記入ください。</small>											
銀行名（または金融機関コード）											
支店名（または支店コード）											
預金種別（普通または当座）											
普通 ・ 当座											
口座番号	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td></tr></table>										
口座名義（カナ）											

※お手数ですが返金を希望されない対象者様におかれましても「希望しない」旨ご返信願います。

⑤ 利用料金の返金についての問合せ

指定管理者：学校法人国際総合学園

お問合せ先：郡山市青少年会館 TEL 024-961-8282 担当 小川、伊藤、宮澤

<参考> 郡山市報道資料

